

自転車新文化普及事業委託仕様書

1 事業目的

自転車を普段の移動手段として活用するだけでなく、自転車を通じて「健康づくり」、「生きがいつくり」、「友情づくり」を実現するライフスタイルを提案していくことにより、県民の自転車利用の裾野を拡大し、もって自転車新文化の普及に資することを目的とする。

2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月末まで

3 委託事業

(1) 業務詳細

下記①～④の内容による自転車新文化の情報発信及び普及に必要な一切の業務を行うこと。
なお、①～④の取組みを効果的に組み合わせる実施し、最大限の事業効果となる運営体制を構築すること。

①ホームページ・SNS等による自転車新文化の発信

自転車に乗る楽しさを広く県民に普及するため、ホームページ（下記サイト一覧①～②参照）及びSNS（ホームページと連動するもの）を愛媛県自転車新文化推進協会（以下「協会」という。）が立ち上げているところであり、ホームページ及びSNSの記事更新、運営を行うこと。

なお、ホームページの作成・運用にあたっては、別紙「自転車新文化普及事業に係るホームページ等システム管理基準」及び別記「個人情報取扱特記事項」に基づく個人情報の管理等を順守するとともに、掲載内容は、次のことを満たすこと。

また、SNSの運用にあたっては、県規程の「愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づく運用とする。

【サイト一覧】

①ノッてる！えひめ <https://www.notteru-ehime.jp/>

②E-BIKE アクション <https://e-bike-action.com>

ア ポータルサイトによる情報発信

（主な対象：県民全体）

(ア) 掲載項目

本事業での実施事業を紹介するほか、県等が実施している自転車新文化の普及に関する取組み等について掲載する。

【掲載想定事業】

- ・障がい者、高齢者層に向けたサイクリング体験会の紹介・団体紹介
- ・自転車通勤の紹介
- ・協会主催事業や県内自転車関連事業の紹介や事後広報
- ・サイクリングコース（愛媛マルゴト自転車道）の紹介
- ・サイクルオアシスやレンタサイクル等、サイクリスト受入環境の紹介
- ・公共交通機関（サイクルトレイン、サイクルバス等）の紹介
- ・サイクリングアイランド四国（四国一周サイクリング）の取組みの紹介
- ・E-BIKE アクションの取組みの紹介
- ・愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成25年愛媛県条例第9号）の普及・啓発など、自転車安全利用に関する情報
- ・愛媛県自転車新文化推進基金の紹介
- ・協会及び所属会員の紹介 等

(イ) 各種ページのデザイン・操作性

閲覧者が必要とする情報の取得が容易なデザイン・構成とし、操作性の優れたものとする。また、広く知ってもらうため、SNS等で簡易に拡散できる仕組みを導入できるか検討すること。

(ウ) WEB解析・SEO対策

ホームページへの流入数等の分析や、ユーザー流入を増加させるためのSEO対策などを行うこと。

(エ) 保守管理業務について

保守管理業務の引継等が発生する場合、事業開始日より速やかに作業を行うこと。
また、保守管理等の引継に費用がかかる場合、委託事業費の中から支出すること。

イ SNSによる情報発信

(主な対象：20代～40代の未経験者・初心者層)

本事業での実施事業や県等が実施している自転車新文化の普及に関する取組みの紹介に係る取組み等を掲載すること。

② 未経験者・初心者層への普及

未経験者・初心者層を中心とした普及のため、気軽にサイクリングできる機会を創出し、自転車の魅力を伝えること。

女性中心のサイクリングコミュニティ「ひめクル」の管理・運営

・サイクリングの実施及び実施に係るサポートを行うこと。(内容の相談及び保険加入等)

※本サイクリングは、ひめクル加入者向け及びひめクルの加入促進を目的としたサイクリングを想定

・公式 SNS の管理及び運営を行うこと。

③ 「愛媛サイクリングの日」実施事業

(主な対象：県民全体)

愛媛サイクリングの日（令和8年11月8日）の認知度の向上を図るとともに、協会及び市町が実施する愛媛サイクリングの日関連イベントの広報等、県民の参加促進に必要な一切の業務を実施すること。

ア 愛媛サイクリングの日の認知度向上に向けた取組み

各種メディアを活用し、「毎年11月第2日曜日が愛媛サイクリングの日である」ことを広く認知させるための情報を発信するとともに、愛媛サイクリングの日当日に協会及び市町等が実施する関連イベントの情報を発信することにより、参加促進を図る。

なお、実施にあたっては市町との連絡窓口を設けること。

(ア) 愛媛サイクリングの日当日に向け、効果的かつ計画的な情報発信を実施すること。(活用するメディア、媒体は問わない。)

(イ) 県や県内各市町等が実施する自転車関連イベントを周知するためのホームページを制作、運営すること。

イ 啓発グッズの製作、配布

愛媛サイクリングの日関連イベントへの参加促進等のため、参加者へ配布するノベルティを製作し、関係各所へ配布すること。

ウ 愛媛サイクリングの日における協会主催イベントの実施

(主な対象：ファミリー層)

愛媛サイクリングの日関連イベントの一環として、普段、移動手段としてしか自転車に乗らない方、自転車に親しみを感じていない方でも楽しめる自転車関連イベントを実施すること。

(ア) 実施内容

- ・開催日 令和8年11月8日(日)
- ・開催場所 中予地域での実施を想定
- ・実施詳細

子どもが参加できるサイクリングイベントを開催するとともに、その保護者がスポーツ自転車やE-マウンテンバイクを体験できるブースを設置すること。

なお、イベント参加想定ターゲットすべてが楽しめる飲食・物販ブースなどを設けること。

注1 自転車関係のブースに偏らないよう調整すること

注2 アルコール飲料の提供ブースは一切認めない

(イ) 集客目標

5,000人を目標とする。

(ウ) その他

イベント参加料・ブース出店料の徴収は可能とするが、収支計画額及び実績額を

明らかにすること。

④ 県・協会事業との連携・協力

県や協会が実施する他のサイクリング推進事業と連動した PR 等について、連携・協力すること。

(2) 成果品の提出

受託者は委託事業終了後、下記により速やかに事業実績報告書(様式任意)を提出すること。同報告書には、自転車新文化普及事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

○作成部数 1部

○提出先 愛媛県自転車新文化推進協会事務局

(愛媛県観光スポーツ文化局観光交流局自転車新文化推進課)

4 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、協会に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、協会が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。

②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、協会と受託者で協議の上、処理することとする。

5 その他留意事項

(1) 委託事業の実施にあたっては、道路交通法の基準に適合する車両の使用、同法を遵守した素材(写真、動画など)の制作など、交通ルールやマナーに違反することがないように注意すること。特に、電動アシスト自転車(E-BIKEなど)を使用する場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品を使用するなど、電動アシスト自転車に対する規制に留意すること。

(2) 委託事業の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、協会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けることとする。特に、交通法規に関わる内容(例:制作する動画の交通違反の有無)は、法令を確認するとともに必要に応じて協会と協議しながら慎重に進めること。

(3) ホームページ及びSNS等の画面は、アクセシビリティ及びユーザビリティに配慮すること。

(4) ホームページ及びSNS等の作成にあたっては、協会と十分協議の上、作業を進めること。

(5) 受託者は、作成したホームページ及びSNS等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(6) 本事業は、別記「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

(7) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協会と協議の上、処理するものとする。